

湯沢都市計画公園の変更(湯沢町決定)

都市計画公園中 3・3・1 号主水公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・1	主水公園	湯沢町大字湯沢字滝沢地内	約 1.1ha	園路、植栽、児童遊戯施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

公園整備を促進するため既存宅地を除外し、近接する旧湯沢小学校を加えることでレクリエーション機能及び防災機能の強化を図るものである。以上のことから本案のように変更するものである。

湯沢都市計画公園の変更(湯沢町決定)案の理由書

① 都市の将来像における位置づけ

【湯沢町都市計画マスタープラン（平成 11 年 3 月）】

公園・緑地の整備方針の中で、主水公園は、湯沢町中心部における近隣公園として、「レクリエーション系統」「防災系統」の観点から整備する方針としている。

また、防災系統の緑地配置計画においては、本公園が一時避難地として位置付けられ、本公園に隣接する旧湯沢小学校が避難地として位置付けられている。

【その他計画】

湯沢町総合計画（平成 23 年度～32 年度）では、重点戦略として「災害時の避難所の確保」や「交流拠点づくり」が挙げられている。

湯沢町地域防災計画においては、本公園に隣接する旧湯沢小学校は、グラウンドが指定避難場所（屋外）として、耐震補強済みである体育館が指定避難所（屋内）として指定され、今後もこの機能を維持していく計画である。

また、この体育館は、第 2 次湯沢町生涯学習推進プラン（平成 28 年度～37 年度）において、社会体育施設の保管施設として一般開放することでスポーツ環境の充実を図るとしており、今後も活用していく方針である。

② 都市計画変更の必要性

湯沢町では 9 公園（計画面積計 25.42ha）が都市計画決定されており、主水公園（計画決定 1.00ha、開設 0.50ha）と中央公園（計画決定 23.10ha、開設 20.43ha）を除く 7 公園は供用済みとなっている。湯沢町ではすべての公園の開設に向け順次整備を進めている。今後とも、都市計画制度のなかで、町民の理解を得て事業展開を進めていくものとする。

主水公園は、昭和 39 年に市民の休養娯楽、観光客の憩いの場として計画され都市計画決定され、昭和 54 年の名称(番号)変更を経て現在に至っている。整備済み区域(0.5ha)には、修景施設や休憩施設等が配置されている。未整備区域(0.5ha)には、修景施設や遊具を配した児童広場が計画されていたが、住居系の土地利用がなされており、計画どおり公園整備した場合、地域コミュニティの維持に支障がでる可能性がある。

一方、公園区域に隣接する旧湯沢小学校は平成 26 年の小学校統廃合により、未利用地となっており、この旧湯沢小学校の一部と体育館を有効活用し、公園として一体的に整備することで、交流拠点機能の強化と防災拠点機能の両立を図ることができる。

以上のことから、公園区域の変更を行うものである。

③ 位置・区域・規模の妥当性

現計画からの位置の変更は無いため、都市における近隣公園としての配置は妥当であ

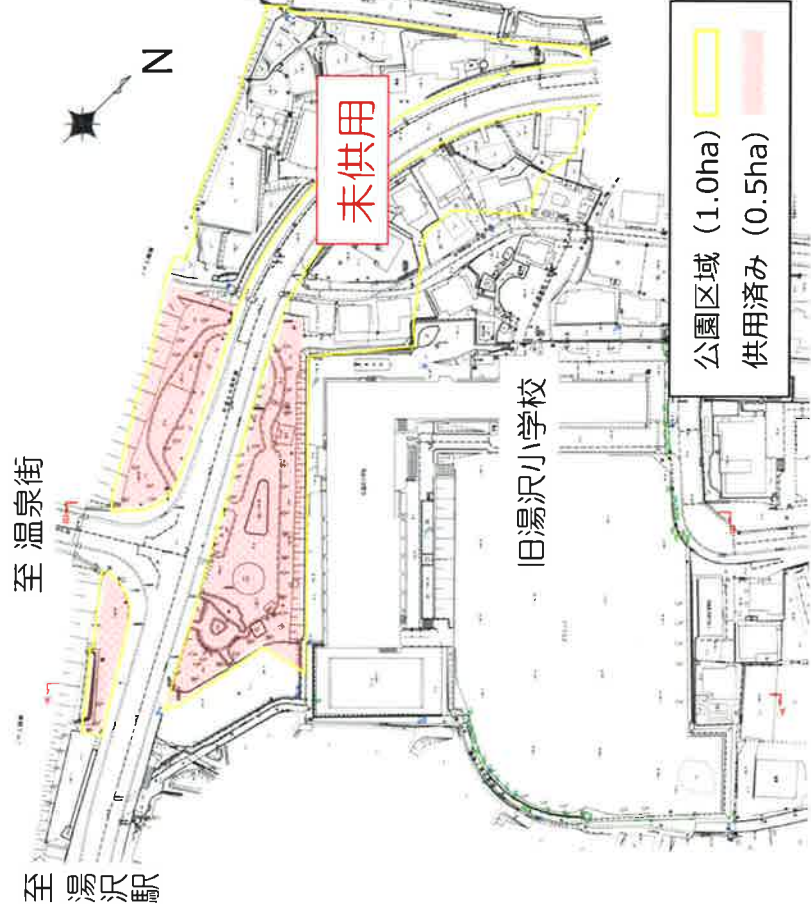
る。

また、規模については、現計画と同等以上の規模を確保しているほか、区域変更については、遊具の充実によるレクリエーション機能の強化及び体育館を区域に含めることにより防災機能の強化を図るものであるため、妥当である。

主水公園の区域変更について

■ 変更の概要

【変更前の区域】



【変更後の区域】

